

長 農 第 3 7 4 号
令和 7 年 2 月 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長島町長 川添 健

市町村名 (市町村コード)	長島町 (46404)	
地域名 (地域内農業集落名)	下山門野地区 (広野、馬込、潟、汐見)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月2日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・野菜の値が平均して都会並みの年収が得られないと子どもに勧められない。
・バレイショの収穫時に人手不足。
・畑の進入路が狭いところは、今後耕作されなくなる。耕作者が高齢になると機械作業に危険を伴う。
・耕作可能な畑を得る情報不足。【地域の基礎的データ】
農業者:13経営体
主な作物:水稻、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

・赤土バレイショを主要作物とし有機農業に切り替える。
・地域内外から農業を担う者を募る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地バンクへの貸付けを進め、担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手に対する農地の中心に集積・集約化を進め、農地利用最適化推進委員及び農地中間管理事業推進員と調整し、団地面積の拡大を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員等と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①「長島町鳥獣被害防止計画」を参考に、防護柵等を利用して農作物の被害と営農意欲の低下軽減を図り、集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

②地域の特産物であるパレイショを段階的に有機農業に切り替えていく。

④畑地化に最適な作物の栽培を検討していく。

⑦農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態を保つ。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、農業用施設整備を進める。

⑨集落で生産された飼料作物は、畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、有機農業に取り組む生産者などに供給する仕組みを構築する。(②⑧関連)